

秋田県告示第425号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成29年9月22日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 作業種類 公共測量（3級及び4級基準点測量、路線測量）
- 2 作業期間 平成29年7月28日から平成30年2月28日まで
- 3 作業地域 横手市十文字地内